

市場拡大再算定品目について

- 効能変更等が承認された既収載品及び２年度目以降の予想販売額が一定額を超える既収載品について、一定規模以上の市場拡大のあった場合、薬価改定の際に限らず、年４回、薬価を見直すこととされている。
- 今般、ＮＤＢデータ（１２月診療分）に基づく検討を行ったところ、アイリーア硝子体内注射について市場拡大再算定の特例の要件に、ジャディアンス錠については市場拡大再算定の要件に該当したことから、新薬収載の機会を活用して薬価を見直す※^１ こととする。

〔要件の該当性〕

アイリーア硝子体内注射は、アイリーア硝子体内注射（４０ｍｇ／ｍＬ）と用法・用量が異なるアイリーア８ｍｇ硝子体内注射液の収載（令和６年４月収載）から１０年を経過していない。また、ＮＤＢデータに基づく検討を行ったところ、年間販売額が１，０００億円超１，５００億円以下かつ、基準年間販売額の１．５倍以上に該当する。

ジャディアンス錠は令和６年２月に慢性腎臓病の効能又は効果が追加され、効能又は変更の承認を受けた日から１０年を経過していない。また、ＮＤＢデータに基づく検討を行ったところ、年間販売額が３５０億円超かつ、基準年間販売額の２倍以上という要件に該当する。

※１ ＮＤＢデータ（１２月診療分）に基づく検討のため、今回の再算定薬価が令和７年度薬価改定後の薬価より高い場合は、今回の再算定薬価は適用しない。

《薬価算定組織 令和７年４月１７日》

No	銘柄名	成分名	会社名	規格単位	現行薬価	改定薬価	薬効分類		再算定の理由	補正加算	適用日※ ^２
１	アイリーア硝子体内注射液 ４０ｍｇ／ｍＬ アイリーア硝子体内注射用 キット４０ｍｇ／ｍＬ アイリーア ８ｍｇ 硝子体内注射 液 １１４．３ｍｇ／ｍＬ	アフリベルセ プト（遺伝子組 換え）	バイエル薬 品（株）	２ｍｇ０．０５ｍＬ１ 瓶 ２ｍｇ０．０５ｍＬ１ 筒 ８ｍｇ０．０７ｍＬ１ 瓶	１４５，９３５ 円 １３７，２９２ 円 １８１，７６３ 円	１１７，４４０ 円 １１０，４８４ 円 １４６，２７２ 円	注 １３１	眼科用剤	市場拡大再算定 の特例の要件に 該当	無	令和７年８月１ 日
	ベオビュ硝子体内注射用キッ ト １２０ｍｇ／ｍＬ	ブロールシズマ ブ（遺伝子組換 え）	ノバルティ ス ファー マ（株）	６ｍｇ０．０５ｍＬ１ 筒	１２２，８２２ 円	１０５，３８２ 円	注 １３１	眼科用剤	類似品	無	令和７年８月１ 日
	バビースモ硝子体内注射液 １２０ｍｇ／ｍＬ	ファリシマブ （遺伝子組換 え）	中外製薬 （株）	６ｍｇ０．０５ｍＬ１ 瓶	１６３，８９４ 円	１３１，８９２ 円	注 １３１	眼科用剤	類似品	無	令和７年８月１ 日

※２ 医療機関等における在庫への影響等を踏まえ、再算定薬価の適用には一定の猶予期間を設けることとする。

No	銘柄名	成分名	会社名	規格単位	現行薬価	改定薬価	薬効分類		再算定の理由	補正加算	適用日※2
2	ジャディアンス錠 10mg ジャディアンス錠 25mg	エンパグリフロジン	日本ベーリンガーインゲルハイム(株)	10mg1錠 25mg1錠	188.90円 322.60円	166.00円 283.40円	内 396	糖尿病用剤	市場拡大再算定の要件に該当	無	令和7年8月1日
	スーグラ錠 25mg スーグラ錠 50mg	イプラグリフロジン レープロリン	アステラス製薬(株)	25mg1錠 50mg1錠	108.70円 162.60円	100.10円 149.70円	内 396	糖尿病用剤	類似品	無	令和7年8月1日
	フォシーガ錠 5mg フォシーガ錠 10mg	ダパグリフロジンプロピレングリコール水和物	アストラゼネカ(株)	5mg1錠 10mg1錠	163.30円 240.20円	149.30円 220.30円	内 396	糖尿病用剤	類似品	無	令和7年8月1日
	ルセフィ錠 2.5mg ルセフィ錠 5mg ルセフィ OD フィルム 2.5mg	ルセオグリフロジン水和物	大正製薬(株)	2.5mg1錠 5mg1錠 2.5mg1錠	142.30円 210.70円 142.30円	130.90円 194.00円 130.90円	内 396	糖尿病用剤	類似品	無	令和7年8月1日
	デベルザ錠 20mg	トホグリフロジン水和物	興和(株)	20mg1錠	154.40円	144.20円	内 396	糖尿病用剤	類似品	無	令和7年8月1日
	カナグル錠 100mg カナグル OD 錠 100mg	カナグリフロジン水和物	田辺三菱製薬(株)	100mg1錠 100mg1錠	149.90円 152.60円	139.30円 139.30円	内 396	糖尿病用剤	類似品	無	令和7年8月1日

※2 医療機関等における在庫への影響等を踏まえ、再算定薬価の適用には一定の猶予期間を設けることとする。

	成分数	品目数
内用薬	6	12
注射薬	3	5
外用薬	0	0
計	9	17